

(5) 大阪湾臨海地域開発整備法に基づく開発地区において整備される中核的施設に係る課税の特例措置の延長（特別土地保有税、事業所税）

内 容

大阪湾臨海地域開発整備法に基づく同意を得た整備計画に定める開発地区において整備される中核的施設に係る次の課税の特例措置について、取得価額要件を引き上げた上で（構成施設：2億2千万円超 2億5千万円超、中核的施設：1億1千万円超 1億2千万円超）、適用期限を2年延長する（平成16年3月31日まで）。

1. 特別土地保有税：非課税
2. 事業所税：新增設 非課税
資産割 5年間課税標準1/2

(参 考)

中核的施設

研究施設、展示施設、会議場施設、交流施設、業務施設、高次産業施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、交通施設、情報・通信施設

開発地区

- (1) 大阪府大阪湾臨海地域整備計画
堺北臨海部地区、泉大津・高石臨海部地区、りんくうタウン等地区、和泉・岸和田丘陵部地区
- (2) 兵庫県大阪湾臨海地域整備計画
尼崎臨海西部地区、西宮北口駅周辺地区、西宮浜・南芦屋浜地区、宝塚新都市地区、明石大久保地区、東播磨情報公園都市・新都市地区、三木山森林馬事公園地区、淡路島国際公園都市地区
- (3) 和歌山県大阪湾臨海地域整備計画
ふれ愛パーク地区
- (4) 大阪市大阪湾臨海地域整備計画
テクノポート大阪咲洲地区、此花西部臨海地区、湊町地区
- (5) 神戸市大阪湾臨海地域整備計画
神戸東部新都心地区